

事務局説明資料

2018年12月6日
金 融 庁

目次

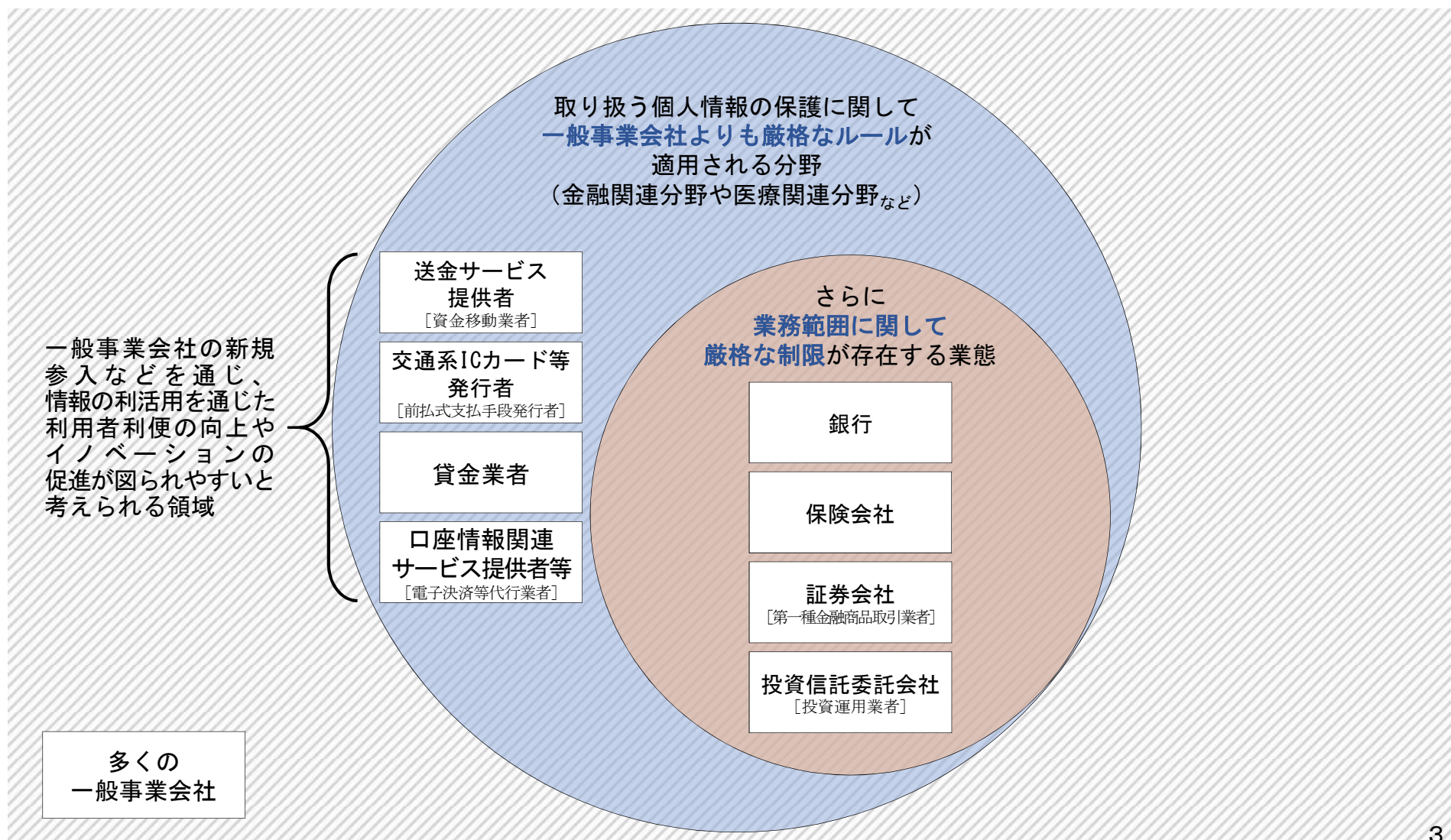
I	金融業をめぐる情報関連規制と業務範囲規制の概観	2
II	情報関連規制：情報の取扱いに関するルール	4
III	業務範囲規制：業務範囲に関する制限	8

金融業をめぐる情報関連規制と業務範囲規制の概観

金融業をめぐる情報関連規制と業務範囲規制の概観

- **金融分野**については、個人情報保護法令上、**一般事業会社よりも厳格なルール**が適用される。また、**銀行や保険会社**などについては、別途、業法上、**業務範囲**に関して**厳格な制限**が存在する。
- 情報の利活用を通じた利用者利便の向上やイノベーションの促進について考える際は、これらの点に留意する必要がある。

金融業をめぐる個人情報の保護に関するルールと業務範囲に関する制限（イメージ）



情報関連規制：情報の取扱いに関するルール

情報の取扱いに関するルールの概観

- 金融機関に適用される情報の取扱いに関するルールは、①個人情報保護法に基づくものと、②業法等に基づくもの、に大別される。
- 金融機関に対しては、情報の取扱いに関して、多くの一般事業会社よりも厳格なルールが適用される。

金融機関と一般事業会社の比較

個人情報保護法に基づくもの	金融関連や医療関連など一部の分野に適用される追加ルール	金融分野における安全管理措置等についての実務指針 金融分野の事業者が個人データの安全管理を行う上で講ずべき措置の詳細	
		金融分野における個人情報保護に関するガイドライン 個人情報を取り扱う金融分野の事業者が遵守すべき追加義務等	
	個人情報保護法に基づくもの	個人情報保護法ガイドライン 個人情報保護法令の解釈や事例等	
		個人情報保護法 個人情報を取り扱う事業者が遵守すべき義務等	
業法等に基づくもの	業法の規定や監督上の対応	金融関連法令や監督指針における情報の取扱いに関するルール	業種・業態によってはルールが存在する
	業界等による自主ルール等	金融情報システムセンター（FISC）安全対策基準 ^{など}	業種・業態によってはルールが存在する
		金融機関	【参考】一般事業会社 (金融関連や医療関連など一部の分野（特定分野）以外) ⁵

個人情報保護法に基づく情報の取扱いに関するルール

- 金融関連や医療関連など一部の分野については、個人情報保護法に基づいて追加ルールが定められている。
- 金融機関に対しては、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（告示）などにより、一般事業会社よりも厳格なルール（努力義務を含む）が適用される。

金融機関に適用される主な追加ルール

		金融機関	[参考] 一般事業会社 〔金融関連や医療関連など一部の分野（特定分野）以外〕
取扱禁止の個人情報	取得、利用または第三者提供が原則禁止される情報	機微情報 (要配慮個人情報(病歴等)、本籍地等)	なし
取得・利用時	利用目的の本人への通知方法	原則書面 (電磁的記録を含む)	限定なし (「合理的かつ適切な方法」)
	利用目的への本人同意の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・与信に際して個人情報を取得する場合には本人同意の取得が必要 ・与信以外の業務に個人情報を利用することにつき、与信の条件として本人同意を取得することを禁止 	規定なし (本人同意の取得は必要なし)
	利用目的の範囲を超える個人情報の取扱いに係る本人同意の取得方法	原則書面 (電磁的記録を含む)	限定なし (「合理的かつ適切な方法」)
保管・管理時	安全管理義務に関して講ずべき具体的な措置	詳細な規定あり (組織面や技術面等における安全管理措置の詳細等)	詳細な規定なし
	従業員、委託先に関する監督義務に関して講ずべき具体的な措置	詳細な規定あり (委託先における安全管理措置の確保等)	詳細な規定なし
第三者提供時	第三者提供に係る本人同意の取得方法	原則書面 (電磁的記録を含む)	限定なし (「合理的かつ適切な方法」)
	本人同意がなければ原則として第三者提供が行えない情報	<ul style="list-style-type: none"> ・機微情報 (要配慮個人情報(病歴等)、本籍地等) ・返済能力情報 (信用情報機関への提供時) 	要配慮個人情報(病歴等)のみ

金融関連法令や監督指針等における情報の取扱いに関するルール

- 金融機関は、業態ごとに、業法や監督指針、業界が定めた自主ルール等の適用を受ける。それらは、**個人情報保護法令とは別途、情報の取扱いについて必要な内容を規定している**。結果、金融機関における情報の管理は、**多くの一般事業会社よりも相当程度厳格なものになっている**と考えられる。

業法や監督指針等における情報の取扱いに関するルールの例

法令	<ul style="list-style-type: none">・ 業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならない。[銀行法]・ 個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。[銀行法施行規則]
監督指針	<ul style="list-style-type: none">・ 顧客等に関する情報管理態勢<ul style="list-style-type: none">- 情報管理の適切性を確保するための内部管理態勢の整備- 情報の漏えい等発生時における報告体制の整備 等・ 個人情報管理<ul style="list-style-type: none">- 個人情報の漏えい等の防止を図るために必要かつ適切な措置の実施- 顧客に関する特別の非公開情報を、原則として利用しないことを確保するための措置の実施 等・ 情報セキュリティ管理<ul style="list-style-type: none">- 情報資産を適切に管理するための内部管理態勢の整備 等 <p style="text-align: right;">[主要行等向けの総合的な監督指針]</p>
自主ルール等	<ul style="list-style-type: none">・ 金融情報システムセンター（FISC）※安全対策基準<ul style="list-style-type: none">- システムの保有するリスクに応じた、顧客データの漏えい防止等の安全対策の実施 等 <p>※ 金融情報システムに関する諸問題（リスク管理、セキュリティ等）について総合的な調査研究を行う公益財団法人。金融機関等に対する共通の自主基準として、安全対策基準を策定。</p>

（各金融業態の特性等に応じて講じられている情報の取扱いに関する特別の措置）

【貸金業法】返済能力等の調査以外の目的のために信用情報機関に情報提供を依頼することなどを禁止。

【信託業法】信託財産に関する情報を利用して自己または受益者以外の者の利益を図る目的をもって取引を行うことの禁止。

【金融商品取引法等】証券会社と親子法人等との間における非公開情報の授受を原則禁止等（いわゆるファイアーウォール規制）。

業務範囲規制：業務範囲に関する制限

業務範囲に関する制限

- 金融業のうち銀行や保険会社などについては、規制上、業務範囲に関して厳格な制限が課されている。
- これらの業態は、他の業態（一般事業会社や金融業のうち業務範囲に関する制限が少ない業態）と比較して、情報の利活用を通じた利用者利便の向上やイノベーションの促進が進みにくいのではないかという指摘がある。

銀行や保険会社などの業務範囲に関する制限

	銀行	保険会社	証券会社 [第一種金融商品取引業者]
いわゆる 固有業務	<ul style="list-style-type: none"> 預金の受入れ 資金の貸付け 為替取引 等 [銀行法第10条（第1項）]	<ul style="list-style-type: none"> 保険の引受け 等 [保険業法第97条]	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券の売買 有価証券の売買の媒介・取次ぎ 株式・国債等の引受け 等 [金融商品取引法第28条]
いわゆる 付随業務	<ul style="list-style-type: none"> 債務の保証 国債等の引受け 両替 等 [銀行法第10条（第2項）]	<ul style="list-style-type: none"> 債務の保証 国債等の引受け 等 [保険業法第98条]	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券の貸借・その媒介 信用取引に付随する資金の貸付け 等 [金融商品取引法第35条（第1項）]
その他の業務	[他業証券業等] （固有業務遂行を妨げない限度） <ul style="list-style-type: none"> 投資信託の販売 投資助言業務 等 [銀行法第11条] [他業の禁止] <ul style="list-style-type: none"> 上記以外の業務は、他の法律により営むもの（例えば以下）を除き営むことができない <ul style="list-style-type: none"> 信託業務 確定拠出年金運営管理業 [銀行法第12条]	[他業証券業等] （固有業務遂行を妨げない限度） <ul style="list-style-type: none"> 投資信託の販売 投資助言業務 等 [保険業法第99条] [他業の禁止] <ul style="list-style-type: none"> 上記以外の業務は、他の法律により営むもの（例えば以下）を除き営むことができない <ul style="list-style-type: none"> 自動車損害賠償保障事業関連業務 確定拠出年金運営管理業 [保険業法第100条]	[届出業務] <ul style="list-style-type: none"> 資金の貸付け（貸金業） 等 [金融商品取引法第35条（第2項）] [他業の承認] <ul style="list-style-type: none"> 上記のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務（例えば以下【実例】）を営むことができる <ul style="list-style-type: none"> 商品現物の取引・その媒介 確定拠出年金運営管理業 [金融商品取引法第35条（第4項）] 9

金融機関による情報の利活用の範囲の変化

- 銀行や保険会社などによる情報の利活用の範囲は、これまでも、時代とともに変化・拡大してきた。
- 今後も、情報通信技術の飛躍的な発展等を背景に、情報の利活用の範囲が適切に変化・拡大し、結果として利用者利便の向上やイノベーションの促進につながっていくことが期待される。

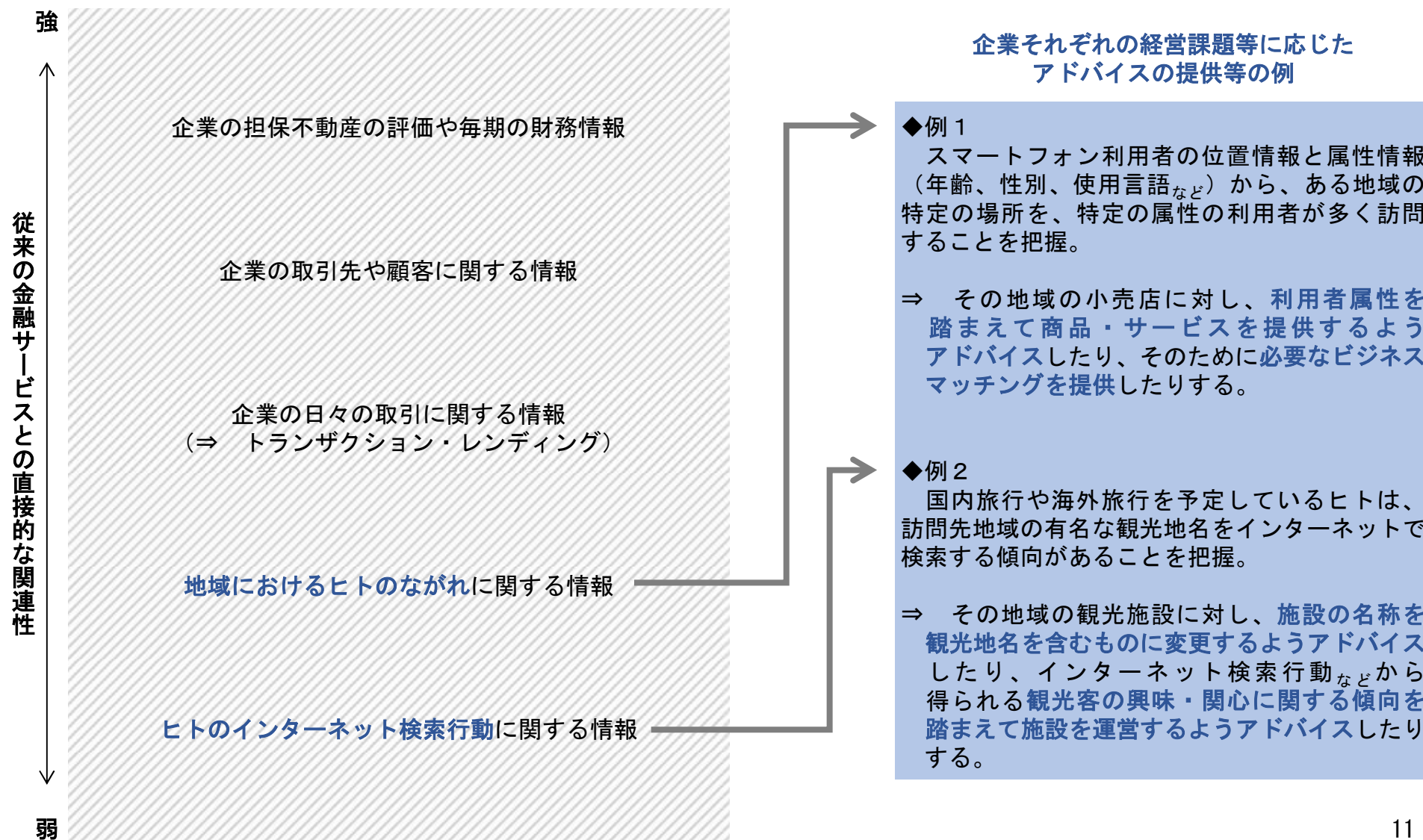
情報の利活用の範囲の変化（イメージ）



参考：より幅広く深度ある情報の利活用による金融サービスの高度化等（1）

- 従来の金融サービスとの直接的な関連性が一見弱く見える情報の利活用が、金融サービスの利便性を大きく左右する可能性がある。

企業それぞれの経営課題等に応じたアドバイスの提供等（イメージ）



参考：より幅広く深度ある情報の利活用による金融サービスの高度化等（2）

利用者それぞれの特性やニーズに応じた金融商品・サービスの提供（イメージ）

